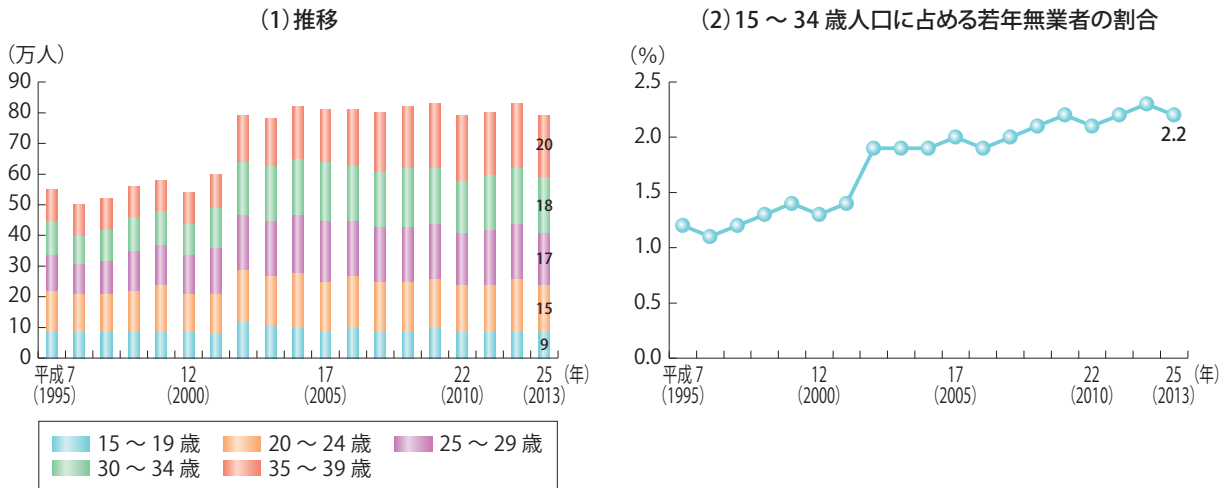


**図表 36** 若年無業者数

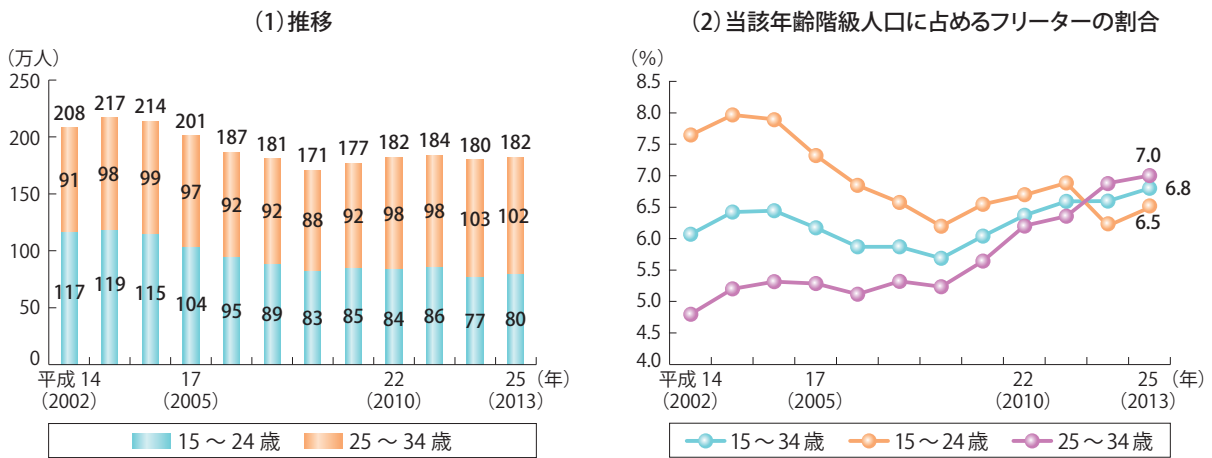


(出典) 総務省「労働力調査」  
 (注) 1. ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考として35～39歳の数値も記載。  
 2. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

(フリーター)

○15～34歳のフリーターは182万人、15～34歳人口に占める割合は6.8%。(図表37)

**図表 37** フリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数



(出典) 総務省「労働力調査」  
 (注) ここでいう「フリーター」とは、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

## 2 ひきこもり

○「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」者を含む広義のひきこもりは、69.6万人と推計。(図表38)

図表38 ひきこもり群の定義と推計数

	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人 <sup>(注4)</sup>
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	46.0	準ひきこもり 46.0万人
計	1.79	69.6	広義のひきこもり 69.6万人

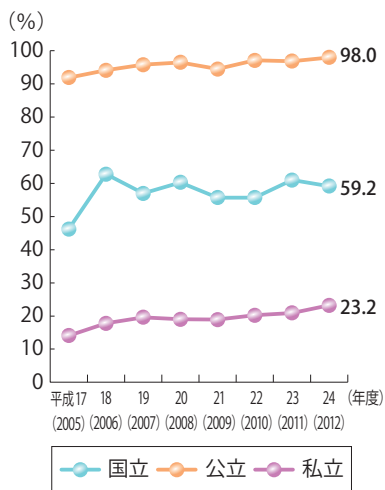
(出典) 内閣府(2010)「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」  
 (注) 1. 15~39歳の5,000人を対象として、3,287人(65.7%)から回答を得た。  
 2. 上記ひきこもり群に該当する状態となつて6カ月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。  
 3. 全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2009年)における15~39歳人口3,880万人を乗じたもの。  
 4. 狭義のひきこもり23.6万人は、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における推計値25.5万世帯とほぼ一致する。

## 第3節 キャリア教育

### 1 職場体験やインターンシップの実施状況

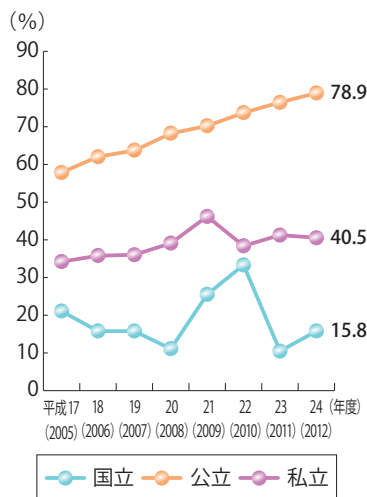
○中学校における職場体験や高校・大学におけるインターンシップの実施率はおおむね上昇傾向。(図表39, 図表40, 図表41)

図表39 中学校における職場体験の実施率



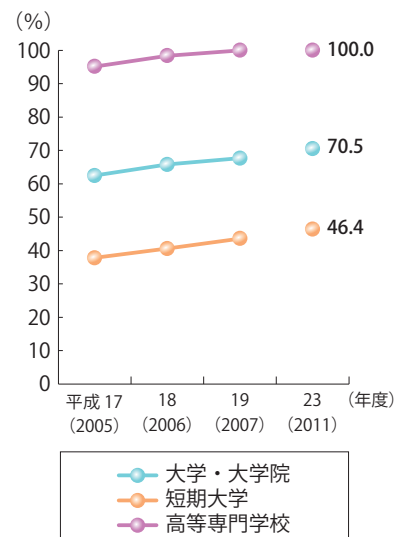
(出典) 文部科学省国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

図表40 高校におけるインターンシップの実施率(全日制・定時制・通信制)



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」, 文部科学省資料  
 (注) 「体験者数」とは、3年間を通して1回でも体験した3年生の数の全体に占める割合。

図表41 大学におけるインターンシップの実施率



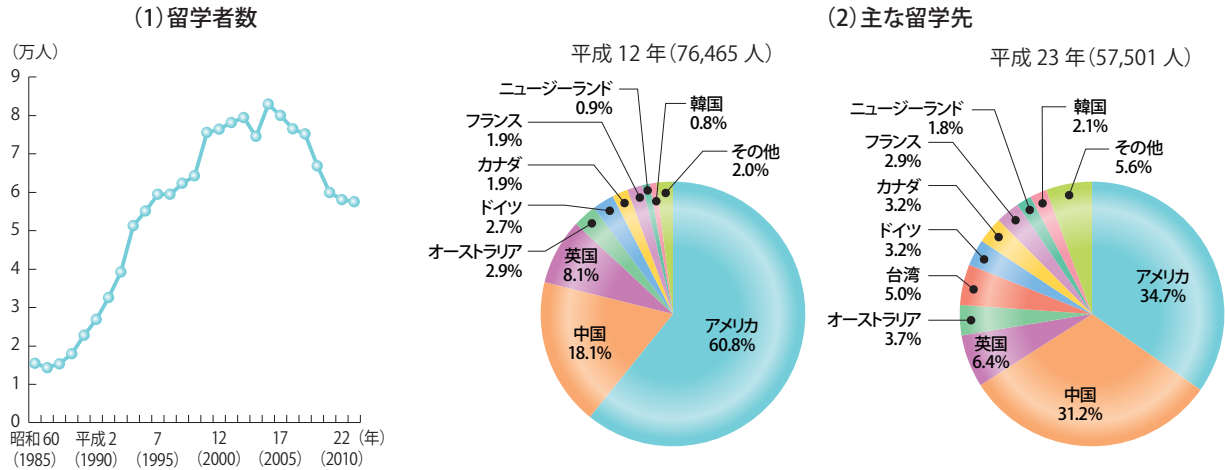
(出典) 文部科学省「大学等におけるインターンシップ実施状況調査」  
 (注) 1. 単位認定を行う授業科目として実施されたもの。  
 2. 特定の資格取得を目的として実施するもの(教育実習・医療実習・看護実習など)は除く。

## 第4節 国際交流

### 1 海外留学，帰国子女

○海外への留学生は減少が続く。留学先は多様化。(図表42)

図表42 日本人の海外留学状況



(出典) 文部科学省「日本人の海外留学状況」

(注) 以下の資料を基に文部科学省が集計したもの。

OECD "Education at a Glance"

高等教育機関に在籍する「受入国に永住・定住していない」または「受入国の国籍を有しない」学生で、正規課程に属する者。

ユネスコ統計局

高等教育機関に在籍する「受入国に永住・定住していない」学生

Institute for International Education (IIE) "Open Doors"

アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍している、アメリカ市民（永住権を有する者を含む）以外の者

中国大使館教育部

学生ビザ (Xビザ (留学期間が180日以上)) または訪問ビザ (滞在180日未満) などで中国の大学に在学している者。

台湾教育部

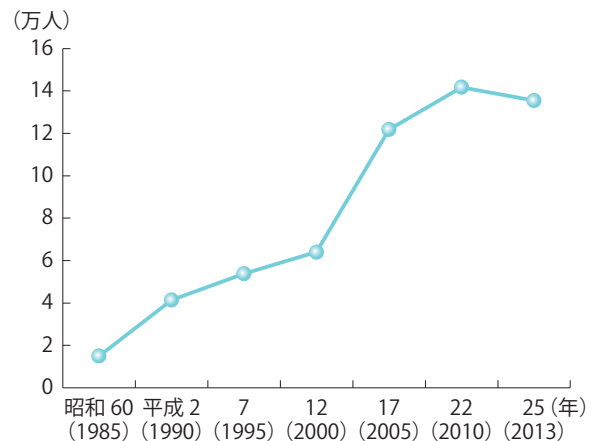
台湾の高等教育機関に在籍している者 (短期留学生を含む)。

### 2 外国人留学生，外国人児童生徒数

○外国人留学生数はこの数年，横ばい。

(図表43)

図表43 外国人留学生数



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況」，文部科学省「留学生受入れの概況」

(注) 「外国人留学生」とは，出入国管理及び難民認定法別表第1に定める留学の在留資格 (いわゆる「留学ビザ」) により，我が国の大学 (大学院を含む)，短期大学，高等専門学校，専修学校 (専門課程)，我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生をいう。